

○静岡県地方港湾審議会条例

昭和 48 年 12 月 8 日
条例第 50 号

静岡県地方港湾審議会条例をここに公布する。

静岡県地方港湾審議会条例

(設置)

第 1 条 静岡県の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため、静岡県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を知事に建議する。

- (1) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。)第 3 条の 3 第 1 項の港湾計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 法第 43 条の 5 第 1 項の港湾環境整備負担金の負担に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 前条の諮問に係る事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 港湾関係者
- (3) 市町を代表する者
- (4) 地方公共団体の職員
- (5) 地方公共団体の議会の議員を代表する者
- (6) 国の地方行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、第 2 条の諮問に係る事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(一部改正〔平成 19 年条例 42 号〕)

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができます。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、審議会が選任した者のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(会議)

第8条 審議会及び部会は、会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初に行なわれる審議会は、第8条第1項の規定にかかわらず、知事がこれを招集する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。